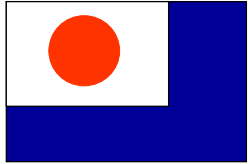


ライフジャケット 義務化について



JSAF普及指導委員会

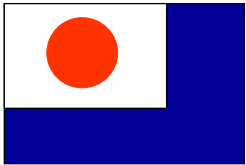


法律の施行

国土交通省の省令改正により、2018年2月から小型船舶の同乗者全員のライフジャケット(桜マーク付き)着用の義務化が適用されます。



国土交通省・水産庁・海上保安庁・警察庁



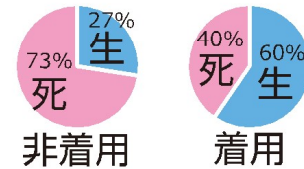
ライフジャケットの着用義務

平成30年2月1日以降、小型船舶の船室外の甲板上では、原則、すべての乗船者にライフジャケットを着用させることが、船長の義務になります！
平成34年2月1日以降、違反点2点が付されます。

ライフジャケットが命を守る

ライフジャケット着用者の海中転落時の生存率は2倍以上です！船長の指示がなくても積極的にライフジャケットを着用しましょう！

海中転落時の生存率



船長の義務です！

平成30年2月1日から、小型船舶の船長には、原則、すべての乗船者にライフジャケットを着用させる義務があります！着用させないと違反になります！

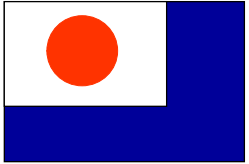


違反すると処分あり！

違反した船長には違反点数2点が課され、再教育講習を受けなければなりません！5点以上で免許停止の対象となります！



※平成34年2月1日から違反点数の付与開始



ライフジャケットの種類

国が安全性を確認した証である桜マークのあるライフジャケットを着用してください！
軽く着けやすいものが開発されています！



適用除外等の対象例

適用除外等の対象とするためには様々な要件があります。詳しくはホームページを確認ください。

船室内にいる方



命綱を装着している方



防波堤内の係留船上にいる方



船外で泳ごうとする方



専用装備で海上スポーツをする方

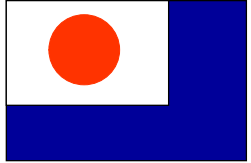


船長が定めた安全場所にいる方



着用する必要がありません

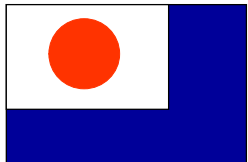
できるだけ着用して下さい



例外措置

JSAF 加盟団体、特別加盟団体が主催するディンギーレースおよびそのための練習においても、レース運営関係艇及び救助艇(コーチボート等含む)については、大型艇同様対象外となり、着用する個人用浮揚用具は、JSAFまたはJSAF加盟クラス協会で規定された安全基準に適合するものもよい。

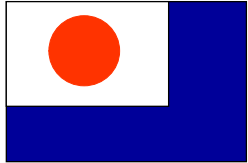
但し、対象となるレースは国際セーリング連盟の定めるセーリング競技規則に基づいたレースであり、JSAFまたはJSAF加盟クラス協会で規定された安全基準を満たしているなければならない。



例外条件詳細＜対象艇＞

	対象艇
小型ヨット (機関無し)	<ul style="list-style-type: none">・JSAF登録艇またはJSAF加盟のクラス協会登録艇である小型ヨット <p>⇒ ただし小型ヨットは小型船舶でないので、今回の義務化の対象外</p>
小型ヨットのための レース運営艇・救助艇 (コーチボート等含む)	<ul style="list-style-type: none">・左記小型ヨットのレースを運営するレース運営関係のボート・左記小型ヨットのレース、レース練習のための救助艇(コーチボート等含む)

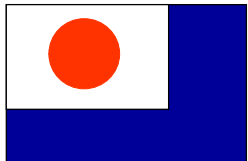
**JSAF加盟のクラス協会ではない艇種では、
例外が適用されません。**



例外条件詳細

	対象行為
小型ヨット (機関無し)	<ul style="list-style-type: none">・次の要件をすべて満たすレース<ul style="list-style-type: none">① 国際セーリング連盟の定めるセーリング競技規則に基づくレース② 主催はJSAFまたは加盟団体・特別加盟団体
小型ヨット のための レース運営 艇・救助艇 (コーチボート等含む)	<ul style="list-style-type: none">・左記要件に従ったレースで、JSAFまたはJSAF加盟クラス協会が規定された安全基準を遵守する安全対策を取っている場合。・上記レースのための練習で、JSAFまたはJSAF加盟クラス協会が規定された安全基準を遵守する安全対策を取っている場合。・上記レース・レース練習に参加するための当該海面とヨットハーバー・マリーナ等の泊地との往復を含む

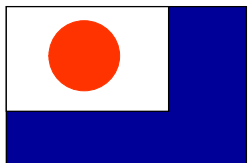
レース及びそれに準じたレース練習以外の場合は特例の対象とならず、義務化本則の適用となりますのでご注意ください。
例えば明日のレースのために大会開催ハーバーへ回航する場合なども、義務化本則の対象となります。



例外条件詳細

	内容
小型ヨット（機関無し）	
小型ヨットのためのレース運営艇・救助艇（コーチボート等含む）	<ul style="list-style-type: none">・JSAFまたはJSAF加盟クラス協会で規定された安全基準にもとづく安全対策をとっていること・個人用浮揚用具は、JSAFまたはJSAF加盟クラス協会で規定された安全基準に適合するものを着用していること。

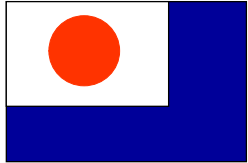
桜マークでなくても、ライフジャケットの着用は必須。



例外条件詳細

	対象の確認
小型ヨット (機関無し)	
小型ヨットのための レース運営艇・救助艇 (コーチボート等含む)	ヨットのセールにJSAF登録番号またはJSAF加盟クラス協会の登録番号が表示されているヨットに関するレース運営、救助、コーチング等で活動している機関付きボート

**練習しているディンギーにセール番号がない場合には、
コーチボートに例外が適用されない。**



JSAFからの説明詳細

国土交通省の省令改正により、2018年2月から小型船舶の同乗者全員のライフジャケット(桜マーク付き)着用の義務化が適用されます。

今回の省令改正にあたって日本セーリング連盟としては、「ライフジャケット」着用義務化とするならばセイラーが着用している「桜マークが付いていないISO等の世界規格のライフジャケット」でも可とするように要求してまいりましたが、結果として国土交通省は「桜マーク以外の規格品をライフジャケットとして認めること」を頑として受け付けませんでした。

そこで、大型ヨットでは概要特別規定などの世界統一の安全基準でレースを行っていて、その中にライフジャケットの企画も入っている。ディンギーなどのレース及びレース練習の運営艇、コーチボートなどは、選手の救助を行ったり、選手が交代でヨットとボートの間を乗り降りしたりする。ということで、ヨットやその関係のボートにおいて、ヨットやその関係のボートにおいて「桜マーク付きライフジャケット着用義務の適用除外」を要求いたしました。

そして認められたのが、日本セーリング連盟が安全に変わる責任を持って対応するならば、

- ・大型ヨットでは概要特別規定等を適用して安全対策を行っているレース中及びそれに準じた安全対策が取られているレース練習中は「桜マーク付きライフジャケットの着用義務化」を適用除外して、その安全基準に基づく対応が良い。

- ・小型ヨットそのものは「小型船舶」の対象で内のライフジャケット義務化の対象ではありませんが、レースの運営艇、救助艇、コーチボート等が、レース及びそれと同様の安全基準で行うレース練習中の場合は、「策亜マーク付きライフジャケットの着用義務化」を適用除外して、ヨット界の安全基準に基づくライフジャケット着用が良い。

という特例が認められました。